

In brief

A look at current financial reporting issues

20 January 2015

ベネズエラ子会社に関する連結の検討

論点

ベネズエラは超インフレ経済であり、同国政府は厳しい通貨管理体制を維持しています。多国籍企業は、ベネズエラの子会社から利益を送金する際に著しい困難に直面しています。利用可能な為替レート、所定の為替レートでの送金可能額、および送金のタイミングについて重大な不確実性が存在します。一部には、現在の為替レートの仕組みが変更されるという推測もあります。また、経営者の意思決定におけるパワーを制限する可能性のある政府規制(すなわち、公正価格規制および労働法)も、引き続き高いレベルにあります。

2014年12月、あるSEC登録企業が、SECスタッフに対して事前質疑応答を行い、ベネズエラ事業を連結範囲から除外するという結論、およびそのような事業について米国基準に基づく原価法適用投資としての会計処理を開始する旨を説明しました。(詳しくは [US In-brief No.US 2015-2](#) をご参照ください。)

一部からは、送金の不確実性や困難が継続する場合、多国籍企業はIFRSに基づきベネズエラ子会社の連結除外を検討する必要があるのではといった疑問が提起されました。

影響

多国籍企業は、IFRS第10号に基づく支配の3要件を満たさなくなった場合にのみ、ベネズエラ子会社を連結範囲から除外する必要があります。利益送金の不確実性や現在の為替問題のみでは、IFRS第10号に基づく支配の喪失に該当する可能性は低いといえます。ただし、個々の状況は個別の実態に照らして対応する必要があります。

投資者は、投資者が次の各要素をすべて有している場合に、投資先を支配していることとなります(IFRS第10号第7項(a)(c))。

- 1) 投資先に対するパワー
- 2) 投資先への関与により生じる変動リターンに対するエクスポージャー又は権利
- 3) 投資者のリターンの額に影響を及ぼすように投資先に対するパワーを用いる能力

1つ以上の支配の要素に変化があった場合、投資者は投資先を支配しているかどうかを再判定しなければなりません。

投資者が関連性のある活動を指図するパワーを有しておらず、かつリターンを変動させる能力を失う場合、投資者は子会社の支配を喪失することとなります。企業がパワーを有する場合、支配を有していないと判断するには、変動リターンに対するエクスポージャーを有していないことを証明しなければならないため、その判断はかなり困難となります。利益送金の困難性や為替レートの不確実性は、支配の喪失と同じものではありません。

これは「投資先に対してパワーを有している投資者は、投資者がリターンを受け取る権利を失うか、または義務にさらされなくなる場合には、投資先に対する支配を喪失することがある」という IFRS 第 10 号 B83 項の定めによるものです。

親会社がベネズエラの投資先における関連性のある活動を引き続き指図する場合、当該親会社はパワーの要件を満たしています。また、変動リターンに対するエクスポージャーを有している可能性も高いといえます。変動リターンは正の値と負の値のどちらにもなる場合があり、またその性質は財務的なものに限りません (IFRS 第 10 号 B56 項および B57 項を参照)。

支配については、以下を含めた十分な判定を実施する必要があります。

- ・ ベネズエラの事業からの利益または便益について、親会社への送金が永続的にできないこと
- ・ ベネズエラの事業におけるすべての関連性のある活動 (資本構成、製品価格決定、労働関係など) に関する意思決定能力に対する政府規制の影響
- ・ ベネズエラ国内の政治的および経済的状況 (ベネズエラの事業における全資産の収用など)

多国籍企業である親会社においては、企業ごとに状況が異なる可能性があります。各事例を慎重に検討する必要がありますが、現在の状況では、多国籍企業である親会社のほとんどは、保有するベネズエラ子会社を引き続き連結するものと考えられます。

連結に関する過去の例外措置

過去の IFRS の連結ガイダンス (第 1 回の「年次改善」の一部として 2003 年に改訂された IAS 第 27 号) では、「親会社の子会社を支配する能力に重要な疑義が生じ得る重大な外国為替の制限や支配、又はその他の政府が課す不確実性」など、多くの連結の例外措置が含まれていました。

この例外措置は IFRS から削除されましたが、米国基準においては検討事項とされたままです。親会社は、支配について重要な疑義が存在するかどうかを検討する必要があります。また、支配の判定の際に行った重大な判断および仮定を開示するという要求事項を満たすために、必要となる開示のレベルを検討する必要があります [IFRS 第 12 号第 7 項]。さらに、資産へのアクセスまたは使用、および負債の決済を行う企業集団の能力に関する重大な制限を開示する必要があります [IFRS 第 12 号第 14 項]。

関連トピックス

ベネズエラおよび為替レートに関する最新のガイダンスは、関連する PwC の [In brief INT2014-16](#) をご参照ください。ベネズエラの外国為替市場にはさらなる変化が生じる可能性があります。